

岩手県告示第225号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立高田松原津波復興祈念公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和8年4月1日

表1 有料公園施設の利用料金

公園施設名	単 位	利用料金
会議室	1時間までごとに	1,500円

備考 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の利用料金は、750円とする。

表2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,320
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	440
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		120
興行	1日までごとに		8,800
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		4,400